

居宅介護支援事業所管理者 様
小規模多機能型居宅介護事業所管理者 様
境港市地域包括支援センター管理者 様

境港市長寿社会課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議及び
モニタリングの取扱いの変更等について (お知らせ)

平素より本市高齢者福祉行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、サービス担当者会議やモニタリングについては、令和2年3月4日付発境長第561号ー1「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議及びモニタリングの取扱いについて」(以下「前回の通知」)で通知しましたように、柔軟な対応を可能としています。

このたび、新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急事態宣言の解除や本市において感染者が発生していないこと、また、本市における他の公共施設等の状況などを鑑み、取扱いを下記のとおり変更することといたしました。ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 サービス担当者会議及びモニタリングについて

前回の通知による対応を可とする期間は、**令和2年6月末まで**とします。7月以降は順次、各運営基準に従ってください。ただし、現時点で日程が決定しており変更が難しい場合はこの限りではありません。

面会の際はマスクの着用や手指消毒等の感染症対策を行い、可能な限り短時間で行う、換気をする等の配慮をお願いします。

2 特例について

入所施設や本人・家族から新型コロナウイルスの感染防止を理由として面会を断られ、上記1の対応ができない場合は、特例として前回の通知による対応を行ってもよいこととします。

ただし、感染防止を理由とした事業所の判断によるものについては今回の特例から外します。

3 その他

介護認定申請で、要支援と要介護のいずれになるのか判断がつかないため、両方の暫定ケアプランを作成する必要があるときは、従来どおり居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが連携して対応してください。感染防止を理由とした事業所の判断で対応を断ることはしないようにお願いします。

担 当 : 境 港 市 長 寿 社 会 課 介 護 保 険 係
電 話 : 0859-47-1038